

I 章 北部保健所の概要

1 沿革

昭和12年 4 月 旧保健所法制定

中津保健所

昭和13年 8 月 中津市大字上宮永 2 丁目に保健所発足
27年 4 月 庁舎増築
53年 6 月 中津市中央町 1 丁目 1 0 - 4 2 に庁舎新築・移転

高田保健所

昭和19年10月 高田町大字玉津下町の民家を借りて業務を開始
20年 5 月 高田町大字御玉に民家を借用移転
26年 6 月 高田町大字玉津 8 7 3 番地に庁舎新築・移転
29年 5 月 市制度施行により高田町が豊後高田市となる。
57年12月 豊後高田市大字是永 3 9 番地に庁舎新築・移転

宇佐保健所（四日市保健所）

昭和19年10月 宇佐郡四日市町大字四日市 1 2 7 0 に仮事務所を置き業務を開始
21年 1 月 宇佐郡四日市町大字石田 7 3 番地に移転
26年 8 月 宇佐郡四日市町大字四日市 1 5 3 4 の 1 に庁舎新築・移転
42年 4 月 宇佐市発足により四日市保健所を宇佐保健所と改称
49年12月 宇佐市大字法鏡寺 2 3 5 の 1 に庁舎新築・移転

宇佐高田保健所

平成 9 年 4 月 宇佐高田保健所発足。2 部 6 課制となる。

宇佐高田県民保健福祉センター

平成17年 4 月 宇佐高田県民保健福祉センター発足。2 部 7 課制となる。

宇佐豊後高田県民保健福祉センター

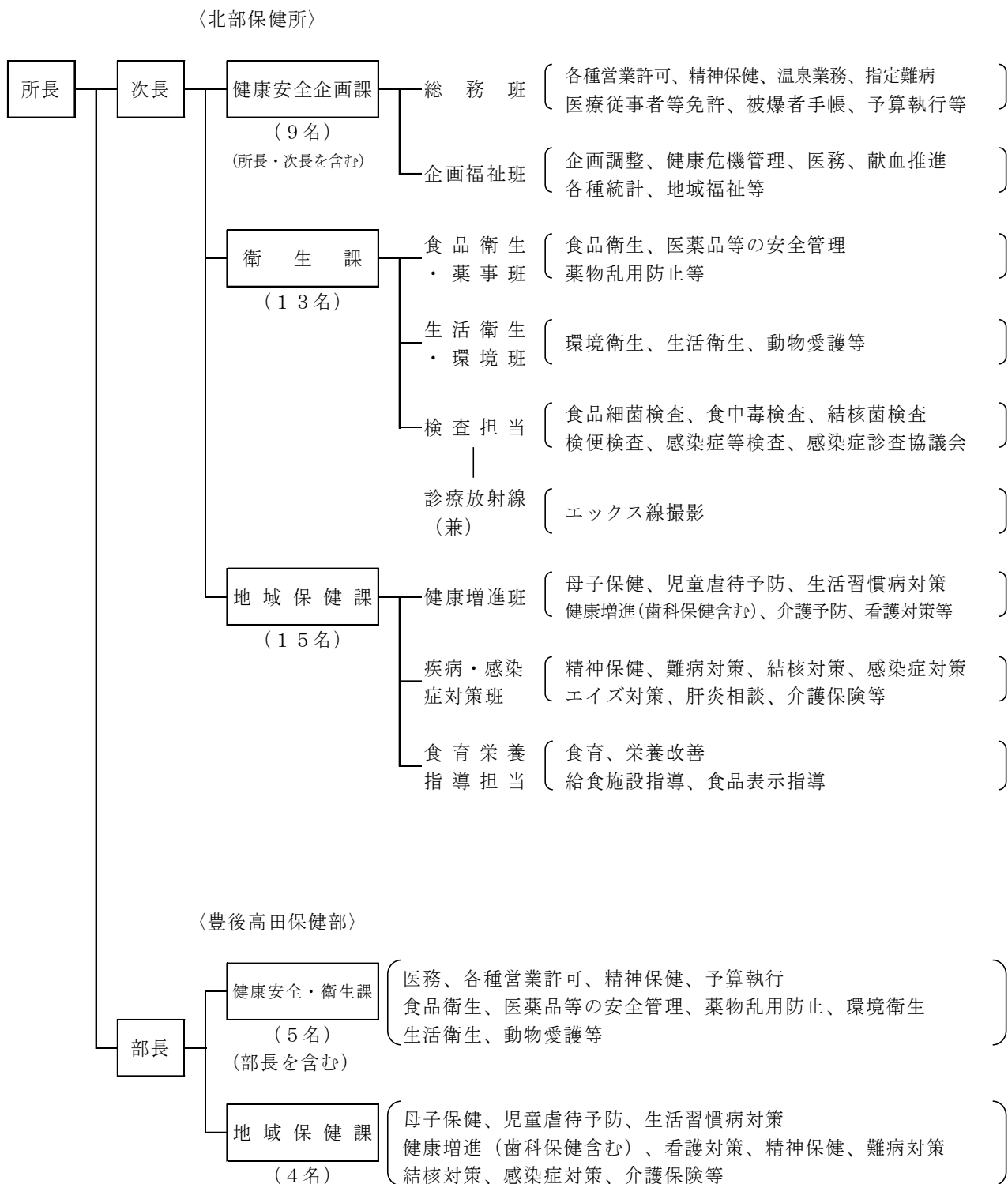
平成18年 4 月 宇佐高田県民保健福祉センターを宇佐豊後高田県民保健福祉センターに改称

北部保健所

平成20年 4 月 保健所再編により、宇佐豊後高田県民保健福祉センターと中津保健所を統合し、北部保健所発足。豊後高田市に豊後高田保健部を置く。

2 組織の概要

(1) 組織及び職員数



(2) 職種別職員配置状況

(単位：人)

令和8年4月1日現在

	北 部 保 健 所					豊 後 高 田 保 健 部			
	現員	所長	健康安全 企 画 課	衛生課	地 域 保健課	現員	部長	健康安全 ・ 衛生課	地 域 保健課
一 般 事 務	7		7			2		2	
医 師	1	1							
化 学	2			2					
薬 剤 師	(2) 6			(2) 6		(2) 1		(2) 1	
獣 医 師	(1) 2			(1) 2		(1) 2	1	(1) 1	
臨 床 検 査 技 師	2			2		(2)		(2)	
診 療 放 射 線 技 師	(3)			(3)		(3)		(3)	
管 理 栄 養 士	2				2	(2)			(2)
保 健 師	14		1		13	4			4
事 務 補 佐									
技 師									
動 物 管 理 技 術 員	1			1		(1)		(1)	
計	(6) 37	1	8	(6) 13	15	(11) 9	1	(9) 4	(2) 4

注意：（ ）は兼務職員（外数）

3 定例業務

予約により又はあらかじめ日時を定めて、次の業務を実施しています。

北部保健所

項 目	曜 日	受 付 時 間	備 考
肝炎ウイルス（Ｂ型・Ｃ型）検査 エイズ（ＨＩＶ抗体）検査 特 定 感 染 症 検 査	毎月２回火曜日 （開催週は不定期）	13:00～15:00	予約制
骨 髄 提 供 希 望 者 ド ナ ー 登 録 の 受 付	—	—	予約制
検 便	毎週火曜日	9:30～11:00	
食 品 検 査	—	—	予約制
精 神 保 健 福 祉 相 談	毎月第２火曜日	10:00～12:00	予約制

豊後高田保健部

項 目	曜 日	受 付 時 間	備 考
精 神 保 健 福 祉 相 談	毎月第３木曜日	14:00～16:00	予約制
検 便	毎月第１月曜日	9:00～10:30	

宇佐出張・相談会場

項 目	曜 日	受 付 時 間	備 考
食 品 衛 生 相 談	毎週火曜日・木曜日	9:30～16:00	予約制

4 業務概要

健康安全企画課

(豊後高田保健部は健康安全・衛生課)

(1) 総務関係

庁舎管理、備品管理、予算管理など一般庶務のほか、医療従事者等免許の受付事務、食品・薬局・旅館業等の営業許可、指定難病の受付事務、精神障がい者の措置入退院事務、原爆被爆者への被爆者手帳の交付などを行っている。

(2) 企画・福祉

保健所機能強化に係る企画調整、健康被害に対して迅速かつ的確な対応が図られるよう、健康危機管理体制の整備に努めるほか、医療法に係る許認可事務、医療機関の立入検査、人口動態・病院報告・地域保健事業報告などの各種衛生統計などを行っている。

また、保健所行動計画を策定し、年度毎に重点的に取り組む事業等を明らかにするとともに、各種保健統計の分析や調査研究を進め、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能強化を図っている。

なお、福祉関係では、介護保険事業所指定更新事務や障がい者福祉、地域福祉、精神保健福祉に関する業務などを行っている。

衛生課

(豊後高田保健部は健康安全・衛生課)

(1) 食品衛生

食中毒など飲食に起因する危害の発生を防止し、食品の安全確保を図るため、食品営業施設等の監視・指導を行うとともに、食品衛生協会を中心に、自主管理体制の確立を図っている。一方、消費者に対しては、食品衛生月間の街頭広報や講習会などにより、衛生知識の普及啓発を行っている。

特に近年では、夏期はカンピロバクターなど生肉を汚染していることの多い菌に起因する食中毒、冬期はノロウイルスによる食中毒など、一年を通じて食中毒が発生していることから、県庁食品衛生監視機動班とも連携し、飲食店、弁当屋、仕出し屋、給食等を提供する大量調理施設、食品製造施設に立ち入り、HACCPの定着に向けた監視・指導を行っている。加えて、食品衛生法の改正に基づき、令和3年6月1日から原則すべての食品等事業者が「HACCPに沿った衛生管理」に取り組むことになり、施設でのHACCP導入や導入後の定着に向けた支援を行っている。

また、夏期食品一斉取締り、ふぐ中毒防止強化月間（10月）や年末食品一斉取締りなど、時宜を得た取組を実施している。

(2) 医薬品等の安全管理

薬局、医薬品販売業者、毒劇物販売業者に対して、医薬品や毒劇物の保管管理、適正な販売方法の遵守、取扱い状況について監視指導を行っている。

医療機器についても同様に、適正な保管管理や取扱い状況を確認するとともに、効果効能について適正な表記や広告を行っているか、監視指導を行っている。

麻薬、向精神薬及び毒劇物の適正管理については、薬事監視や医療監視時に指導を行っている。

薬と健康の週間（10/17～10/23）には、大分県薬剤師会等業界団体の協力を得て、医薬品の正しい知識の普及啓発を図っている。

(3) 薬物乱用防止

薬物乱用・依存に関する正しい知識や情報の周知、仲間からの誘いに対する対処スキルの獲得を目的に、中学・高校生等を対象に薬物乱用防止講座を開催するなどの啓発を行っている。

また、薬物乱用防止指導員北部地区協議会やボランティアの協力のもと、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を展開し、地域社会から薬物乱用をなくす運動を進めている。

(４) 環境衛生関係業務

産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業等の許認可、産業廃棄物を排出する事業者や処理を行う事業者の監視指導を行っている。

また、大規模な工場等の排水の監視を行い、公共用水域の水質保全を図るとともに、小中学校や地元自治会、NPO法人等と協働して、環境教育や水環境保全活動に取り組んでいる。

(５) 生活衛生関係業務

理容所、美容所、クリーニング所等の営業施設の許認可や監視指導を行い、施設の衛生確保を図るとともに、旅館や公衆浴場等共同入浴施設におけるレジオネラ症防止対策の周知徹底を図るため、立入指導を行っている。

また、特定建築物として届出された施設に対して立入検査を行い、建築物の衛生的な環境が維持されるよう指導を行っている。

(６) 狂犬病予防及び動物愛護業務

狂犬病予防法及び大分県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、放し飼いの取り締まりや野犬等の捕獲を行い、咬傷事故などの犬による危害防止を図っている。

また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬・猫を中心とした家庭動物の適正飼養や終生飼養などの指導を行うとともに、犬・猫の譲渡を実施している。

(７) 試験検査

①感染症対策及び細菌学的検査

O157等の感染症患者発生に伴う家族等の接触者検査をはじめ、給食施設従事者、食品営業施設従事者、水道給水従事者等の定期検便、O157検便を実施し食中毒や感染症の予防、拡大防止のための検査を実施している。

②食品検査

食品衛生監視指導計画の年間収去計画に基づき（未）加熱そうざい、刺身類、加熱調理パン、豆腐、洋生菓子、和生菓子等の様々な食品の細菌検査を実施している。また、食品営業施設等からの依頼検査も受付実施している。

細菌検査については「大分県の食品衛生検査施設等における検査等の業務管理要綱」に基づき、（一財）食品薬品安全センター秦野研究所が実施している外部精度管理調査に参加し、検査データの信頼性確保に努めている。

③H I V抗体迅速検査

大分県H I V抗体（迅速）検査実施要領に基づき、迅速検査を実施している。確認検査が必要なときは、衛生環境研究センターに依頼している。

④特定感染症検査

大分県特定感染症検査実施要領に基づき、肝炎ウイルス検査、梅毒検査を実施している。クラミジア抗原検査とHTLV-1抗体検査の受付も実施している。

地 域 保 健 課

（１）母子保健

乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、心身の発育・発達に不安のあるこども及び保護者に対して巡回相談、長期に療養を必要とするこどもやその保護者に対しては保護者交流会や支援者の連絡会議や研修を開催し療育事業の推進に努めている。また、関係機関との連携を深め、母子保健支援体制の整備に努め、虐待の発生を予防している。

さらに、育児不安をかかえる母親が、安心してこどもを産み、ゆとりをもって健やかにこどもを育てるための育児支援する地域づくりに取り組んでいる。

（２）健康増進

住民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目標に「第三次生涯健康県おおいた２１」を推進するため、栄養・食生活、運動、喫煙対策等を重点として、健康づくりの環境整備を図っている。

また、地域・職域健康づくり検討会の開催により、働き盛りの住民の健康づくりとも連動した、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の構築に努めるとともに、市のまちづくりや地区組織（食生活改善推進協議会、愛育班等）活動についても支援を行っている。

（３）栄養・食生活改善

住民が健全な食習慣を実践することが出来るよう、管内各市及び県の食育関係機関を構成員とする北部地域食育推進連絡協議会を運営し、地域の実情にあわせた食育推進を図っている。

また、地域において切れ目のない食支援が実施されるよう、給食施設（医療機関、福祉施設）等の栄養士を対象に研修や情報交換を行っている。さらに食品関連事業者及び消費者を対象に、食品表示法や健康増進法に基づく食品表示に関する普及啓発を行うなど健康づくりのための食環境整備を行っている。

（４）精神保健福祉対策

社会生活の複雑化、人間関係の希薄化等「心の健康」を損なう要因が増加しており、うつ病や自殺者の増加等様々な問題が生じている。これらの問題に対応するため、精神保健福祉相談や個別支援をし、また啓発事業も実施している。

さらに、自殺・うつ対策は、地域の関係機関の連携が不可欠であることから、警察等との連携により自殺企図者の再企図防止に取り組んでいる。

また、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことが出来るよう「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進会議」や「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム体制整備検討会」を開催し、医療・保健・福祉関係機関と、支援体制整備の推進を図っている。

（５）難病対策

原因が不明で治療方針が未確立であり、経過が長期にわたるいわゆる難病のうち厚生労働大臣が定める「指定難病」について、平成 27 年 1 月施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づいて医療費助成が行われている。

難病患者及び家族に対して、個別支援とともに、療養や介護などの不安解消を図り地域で安心して療養生活が送れるよう相談会・交流会を開催している。また、地域の医療機関、介護保険サービス事業者等の関係者に対しては研修会を開催し、さらに、平成 29 年度からは、北部圏域難病患者療養支援検討会を開催し、関係機関とともに難病患者の療養生活の質の向上を図るため、地域の支援体制を推進している。

（６）結核対策

感染のハイリスク集団である高齢者と関わりの多い医療関係者や社会福祉施設職員を対象に結核対策研修を実施している。また、近年増えつつある外国出生結核患者への支援を関係機関と連携を図りつつ推進している。さらに、患者支援として地域 DOTS にも積極的に取り組み、地域

における結核支援体制整備の推進を図っている。

(7) 感染症対策

法定感染症発生時の迅速な対応について、職員や関係者の意識並びに資質の向上、技術の醸成を図っている。

エイズ予防対策は、高等学校等との連携や広報活動を通じて正しい知識の普及啓発やH I V抗体検査の受検勧奨を行っている。

H I V抗体検査は、毎月2回実施している他、検査普及週間や世界エイズデーに夜間検査を導入している。

(8) 介護保険・介護予防

介護保険制度が適正に運営されるように、介護認定審査会委員・認定調査員の研修を全県一括で行い資質の向上を図っている。

また、介護保険事業支援計画に基づき、地域ケア会議の充実、自立支援型サービスの推進、住民主体の介護予防の推進に、市と連携し取り組んでいる。

(9) 看護職等対策

看護大学生等の地域看護実習を受け入れ、地域保健活動についての知識や理解を深めるため指導を行っている。

また、管内の保健師や看護師等の連絡会・研修会や事例検討を通して、地域の保健医療関係専門職の資質の向上に努めている。

さらに、管内市役所や病院等の協力により、「看護の日事業」として高校生対象の「ふれあい看護体験」や看護の日啓発キャンペーン等を実施し、看護に対する理解を深める普及啓発活動を行っている。

平成18年度からは、地域の看護職との連携を図りながら、看護職員の確保定着と質の向上を目的とした「看護の地域ネットワーク推進事業」に取り組んでいる。